

地下水質概況調査（移動観測）結果の概要

1. 概要

県の地下水質概況調査（移動観測）は、平成20年度から29年度までの10年間で対象とする全てのメッシュをローリングする計画であり、平成24年度で5年間の調査が終了した。

政令市の調査結果と併せて、5年間の調査結果は以下のとおりであった。

2. 調査結果

県及び政令市では、平成20～24年度に814地点で概況調査（移動観測）を実施した。

調査実施地点は図1のとおり、調査の結果、環境基準を超過した地点は表1及び図2のとおりであった。

表1 概況調査（移動観測）調査結果

		H20	H21	H22	H23	H24	合計	最大値 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
移動観測実施数		158	163	162	163	168	814	-	-
環境 基準 超過	鉛	0	0	0	1	0	1	0.023	0.01
	砒素	10	7	9	7	9	42	0.063	0.01
	四塩化炭素	0	0	1	0	0	1	0.0022	0.002
	トリクロロエチレン	1	0	0	0	2	3	0.11	0.03
	テトラクロロエチレン	2	0	0	0	0	2	0.15	0.01
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	21	26	26	20	20	113	97	10
環境基準以内		125	130	127	135	137	654	-	-

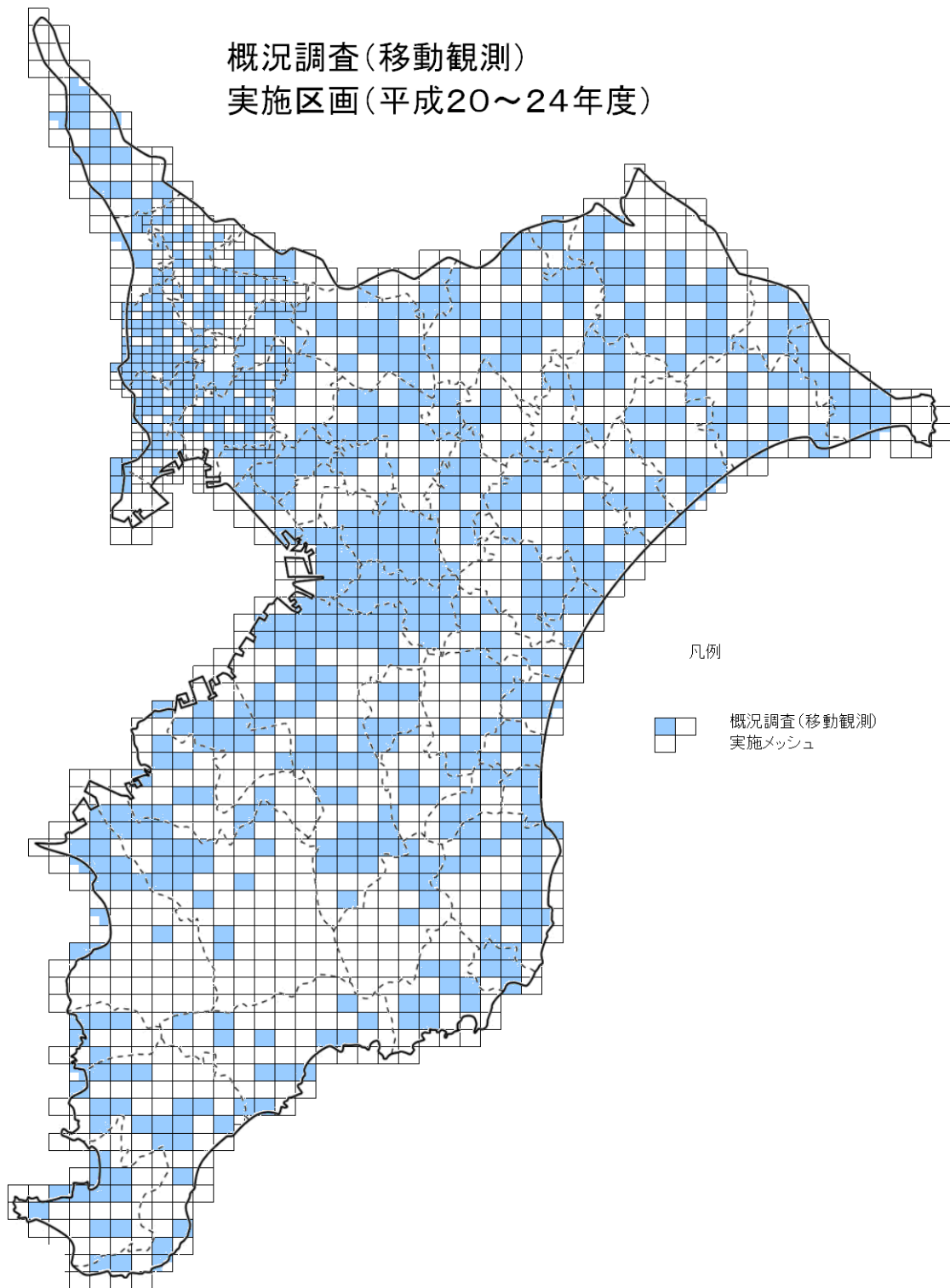
平成20年度は一地点でテトラクロロエチレンと硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の同時超過が、平成22年度は一地点で四塩化炭素と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の同時超過が確認された。

5年間で調査を実施した814地点のうち、1地点で鉛、42地点で砒素、1地点で四塩化炭素、3地点でトリクロロエチレン、2地点でテトラクロロエチレン、113地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過が確認された。

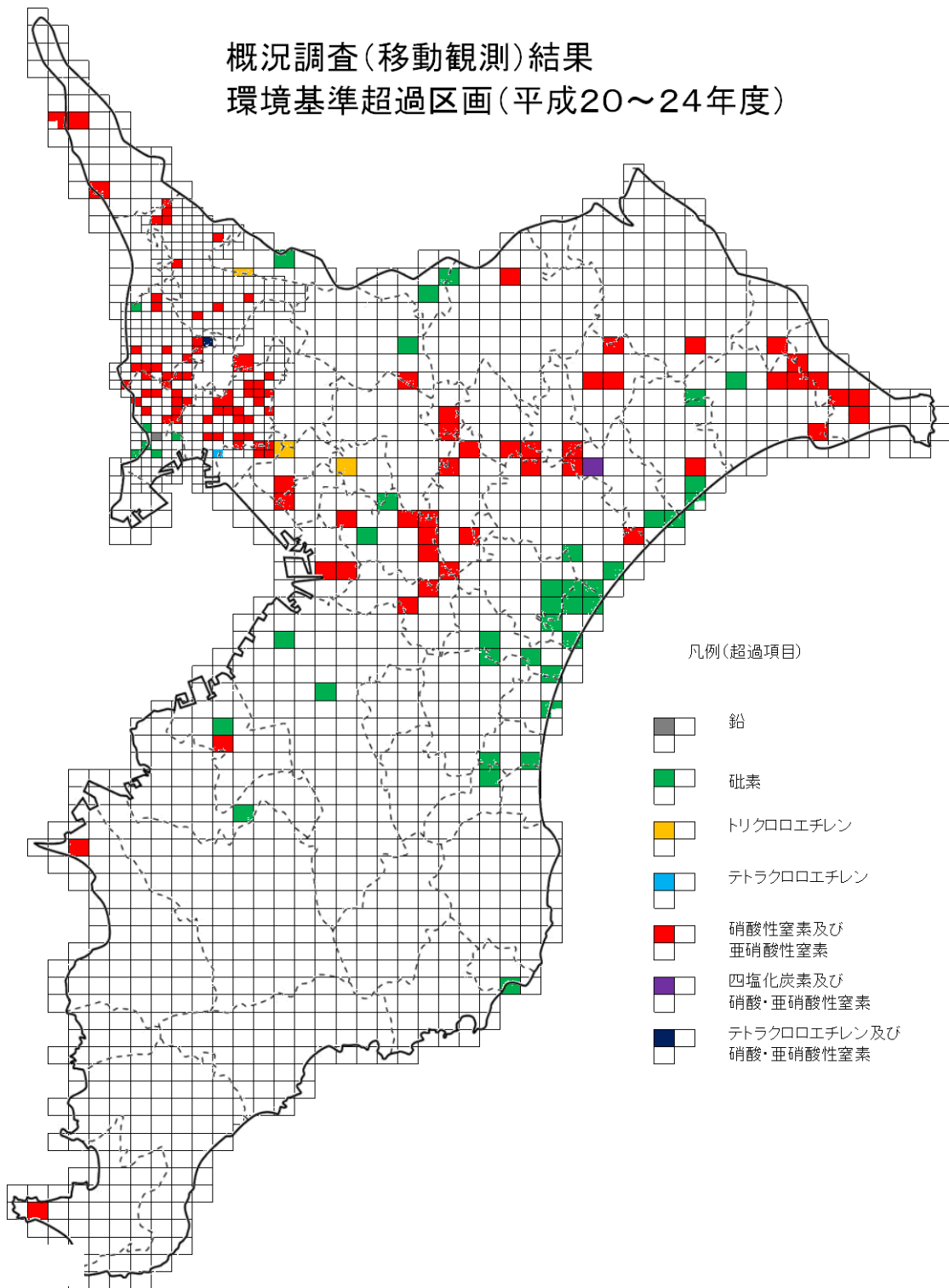
図3に砒素の濃度分布、図4に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度分布を示す。

砒素の環境基準超過地点は九十九里平野に多く、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過地点は千葉県北部に全体的に広がっている。

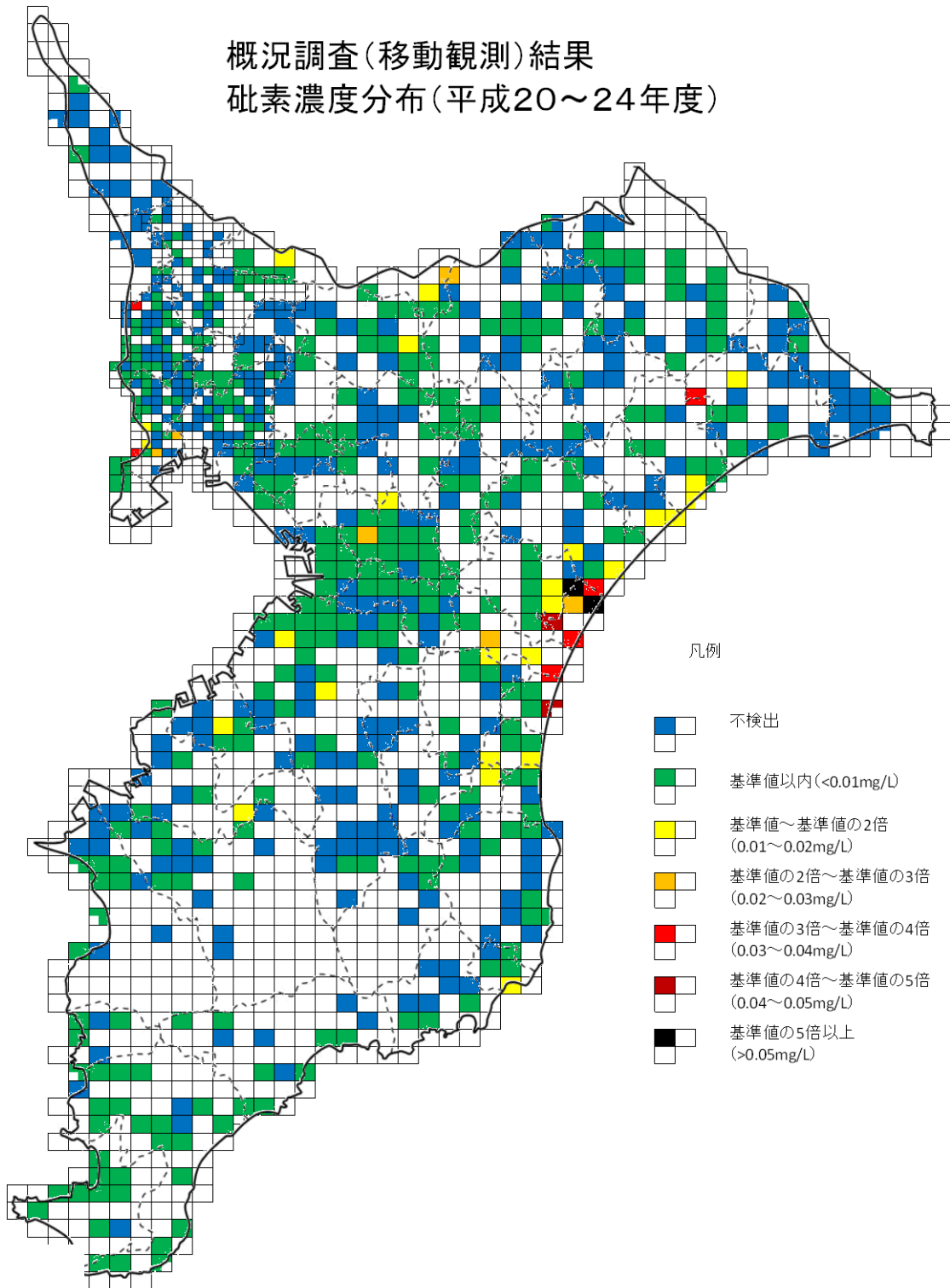
(図 1)



(図2)



(図3)



(図4)

